

徳島市監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を公表します。

令和3年6月28日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	岡	南		均

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和3年6月24日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	岡南均
同	岸本和代

## 第1 請求の受付

### 1 請求書の受付日

令和3年4月30日

### 2 請求人

省略

### 3 請求の内容

請求人の徳島市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）のうち、請求の要旨、請求の理由を以下にほぼ原文のまま記載する。なお、事実証明書の記載は省略する。

## 請求の要旨

(1) 新町西地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）につき、前市長遠藤彰良が本事業からの撤回を決定して新町西地区市街地再開発組合（以下「本組合」という。）の権利変換計画認可申請を不認可処分し本事業の実現を不可能にさせたことに関し、令和2年5月20日、徳島地方裁判所は、前市長遠藤彰良が具体的な代替事業や補償の提案等もないまま本事業からの撤回を決定したことは本組合の信頼に反する違法なものであるとして、徳島市に対して、金3億5,878万8,264円の損害賠償金及びこれに対する平成28年6月23日から支払い済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払を命ずる判決を言い渡した。

これに対して徳島市は控訴したものの、高松高等裁判所より、判決となった場合は一審判決を維持すると明言され、新たな有力な主張の材料も見当たらず、その心証を変更することは困難であるとして、そしてこのまま訴訟を維持しても遅延損害金がさらに加算されるだけであることも勘案して、今般、令和3年4月8日、徳島市は本組合に対し損害賠償金3億5,878万8,264円及びこれに対する遅延損害金相当額5,121万1,736円の合計金4億1,000万円を支払う旨の裁判上の和解が成立し、同月28日、徳島市は上記金員を支払った。

(2) 徳島市が本組合に対し損害賠償金3億5,878万8,264円及びこれに対する遅延損害金相当額5,121万1,736円の合計金4億1,000万円を支払うこととなったのは、徳島地裁判決も判示するとおり、前市長遠藤彰良がホールは買わない、補助金も出さない、市は本事業から撤退する、つまり白紙撤回するということを議会にも諮らずに決め、本事業の継続を求める組合との十分な協議も尽くさず、具体的な代替事業や補償の提案もしなかったからであり、これは最高裁判決昭和56年1月27日民集35巻1号35頁にも反する違法な決定であった（徳島地裁判決18～20頁）。

仮に前市長が本事業を見直すとしても、適切な代替事業や補償を行っていたら、このような多額の損害を本組合が被ることもなかった。市長選において本事業に対して市民が反対の意思を表明したとしても、だからといって単に本事業を白紙撤回すればいいものではなく、市長としては本組合の損害に配慮しそれを減少させるように努力すべき義務があったのである。それにもかかわらず、前市長遠藤彰良は、徳島市が本事業の白紙撤回することだけを決め、具体的な代替事業や補償の提案もしなかった。前市長は本事業の白紙撤回とは本組合の権利変換計画を認可しないことに尽きると判断していたのである。それは記者会見での前市長の説明や、議会答弁（代替案を示さない白紙撤回は無責任ではないかとの質問に対して、前市長は「現計画に対して多数の市民が反対の意思を表明した以上、まずはこの計画から市が撤退することが私に課せられた市民との約束である。」と答弁している。）からも明らかである。徳島地裁判決は、本事業の白紙撤回が市長選挙によって示された民意に従ってなされたものであるからやむを得ないという前市長の主張も、前市長が本組合と面談して必要な話し合いの機会を持ったものであって本組合の信頼に反したことはないとの主張も明確に排斥している。

そして、市が本事業を白紙撤回して、その後の手当てを何もしなければ、本事業の継続が事実上不可能となって、本組合が本事業に関して支出した費用に係る多額の負債を抱えるに至ることは、誰が考えても容易に推測できたことであり、とりわけ市長としては政策変更に伴う影響について十分配慮すべきであったから、前市長遠藤彰良には、本事業の白紙撤回により本組合が多額の損害を被るであろうことにつき故意又は重過失が認められる。前市長は「こういう大きい事業の変更は議会を通すべきではないか」との質問に対しても、前市長は「執行機関としての意思決定はその長たる市長が行うものと考えている。」と議会答弁している以上、本事業白紙撤回による損害の責任の全ては前市長が負うべきである。そこには前市長の責任を軽減させる余地は一切ない。

なお、前市長に本事業の白紙撤回の責任があるとしても、本事業の適法な変更のためには本組合に何らかの補償をしなければならなかったのであるから、その補償額相当分は前市長の責任とは因果関係がないのではないかという疑問もあるかもしれないが、前市長は本事業の白紙撤回のみにこだわり、代替案も補償案も検討しなかったのであり、そのため徳島地裁判決の認める通りの損害を本組合に負わせ、その結果、徳島市に和解金額相当の損害を負わせたものであるから、前市長の責任を軽減させる理由は何ら無い

ものと言わねばならない。

少なくとも、前市長が速やかに本組合に対し損害賠償を行えば、徳島地裁判決の認定するような5,000万円以上もの遅延損害金が発生することもなかったにもかかわらず、前市長が本事業の白紙撤回後もいたずらに市長の責任や本組合の損害を争い、本組合に対して補償しようとはしてこなかったために、解決がここまで長引き、和解でも5,000万円以上もの遅延損害金の賠償をせざるを得なくなったのであるから、この賠償遅延の責任が前市長の責任であることは明らかである。

このように徳島市が4億1,000万円もの和解金を支払わざるを得なくなったのは、全て前市長の政策判断の誤りに起因するものであり、前市長の責任である。

よって、徳島市は前市長遠藤彰良に対し、前市長が本事業の継続を求める組合との十分な協議も尽くさず、具体的な代替事業や補償の提案もしないまま本事業の白紙撤回を決定した違法行為により徳島市の被った上記4億1,000万円の損害につき求償権を有する。

- (3) 加えて、前市長遠藤彰良が本事業の白紙撤回を決めたことにより、これまでに徳島市が本事業のために本組合に交付してきた支出金合計2億3,330万8,000円（平成26年度補助金5,483万7,000円、平成27年度補助金1億5,643万9,000円、同年度公共施設管理者負担金2,203万2,000円）（徳島地裁判決7,25頁）も無意味・無駄な支出となった。徳島地裁判決では、これらの交付金額は、損益相殺として本組合の損害から控除されており（徳島地裁判決25頁）、そのため上記和解金の額もその分減額されているが、徳島市にとっては、前市長遠藤彰良の本事業の白紙撤回により被った損害にあたる。よって、徳島市は前市長遠藤彰良に対し、上記2億3,330万8,000円の損害についても求償権を有するものである。
- (4) よって、徳島市は前市長遠藤彰良に対し合計6億4,330万8,000円の求償権を有するところ、その行使をしないことは権利の行使を怠るものとして違法であるから、監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、その求償権を直ちに行使し、徳島市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。
- (5) なお、この度、徳島市は、令和3年3月議会において、徳島市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例が可決・制定されたが、この条例により市長の損害賠償責任が一部免責されるのは、この条例の施行日以後の行為に基づく損害賠償責任に限られる（改正地方自治法附則2条6項）から、本監査請求には適用されない。

#### 4 請求の要件審査

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和3年5月13日にこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求書の記載事項及び事実証明書の内容から、以下の(1)(2)それぞれについて、徳

島市(以下「市」という。)が遠藤彰良前市長(以下「前市長」という。)に対し、求償権を有するかどうか、また、その行使を怠っているかどうかを監査対象とした。

(1) 市が、新町西地区市街地再開発組合(以下「本組合」という。)に支出した和解金4億1,000万円

(2) 市が新町西地区第一種市街地再開発事業(以下「本事業」という。)のために、本組合に支出した補助金等2億3,330万8,000円

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和3年5月26日を期日として証拠の提出及び陳述の機会を設ける旨を通知したが、請求人から陳述を行わない旨の申し出があり、欠席となった。なお、これに先立ち、請求人から、令和3年5月24日、意見陳述書の提出があったため、以下にほぼ原文のまま掲載する。また、新たな証拠の提出はなかった。

### 意見陳述書

#### 1. 判決は民法上の過失責任を認めているが、国賠法上の前市長の過失責任をも認めるものか

判決は、前市長は本事業の白紙撤回を公約として従前の徳島市の政策を変更してホールの購入を取りやめ、これにより本組合は本事業の事業費全体の約7割にも上るホール取得代金を得られなくなり、その結果本事業の継続が事実上不可能になり社会通念上看過し難い損害を被ったこと(判決20頁)、前市長は組合と4回にわたって面談を行ったが、「白紙撤回するということをお伝えに来ました」「対案を示すと私が市民と約束したことがずれていく」などと述べ、具体的な事業の変更の提案や補償の提案がされることはなく(判決17頁)、代償的措置を講じたと認めることはできないこと(判決20頁)、したがって前市長による政策変更及び再開発事業権利変換計画不認可処分は本組合の信頼に反する違法な行為であり、徳島市は本組合に対して民法709条に基づく損害賠償責任を負うと断じた(判決20頁)ものである。

徳島市が本組合に対して合計4億1,000万円もの損害賠償責任を負う(和解金を支払う)こととなったのは、まさしく前市長が、損害賠償責任を負うべき違法な行為を行ったからである。前市長が白紙撤回にこだわり、代償的措置も何も講じないまま政策変更及び再開発事業権利変換計画不認可処分を決裁したために、それが裁判所により違法と判断されて、徳島市は本組合に対し損害賠償責任を負うに至ったのであるから、そのような徳島市の被った損害につき前市長は求償責任を負う。

判決は民法709条に基づく不法行為責任を認めたものであるが、判決の認定した事実関係と法的評価を前提とすれば、徳島市が本組合に対して国家賠償法1条1項の責任を負うこともまた明らかであって、判決は実質的に国家賠償法1条1項の責任を認めたのと変わらないから、徳島市は前市長に対し国家賠償法1条2項に基づき求償権を有するものである。

よって、前市長の行為が違法であり、したがって、徳島市が前市長に対して求償権を有す

ることは、判決及び高松高裁の和解勧告により明らかにされたものであるから、徳島市は前市長に対して求償すべきである。

監査委員におかれては、司法の判断が既に確定しているのであるから、それを前提として、それに基づく監査をすべきであり、それが期待されているというべきである。

## 2. 徳島市が本事業のために組合に支出してきた補助金2億3,330万円も徳島市の被った損害であること

判決は徳島市が本事業のために本組合に支出してきた補助金等2億3,330万円を損益相殺により損害から控除している(判決25頁)は、徳島市から本事業のために本組合に補助金等が支出されているが、前市長による政策変更及び再開発事業権利変換計画不認可処分にもかかわらず、その分の返還は求められておらず、本組合の手元に残っているために、本組合の損害賠償額の計算においては、本組合の被った損害から控除されたというにすぎず、徳島市からしてみれば、前市長による違法な政策変更及び再開発事業権利変換計画不認可処分のために徳島市が既に支出してきた補助金等が無駄になってしまったのだから、かかる補助金等についても、前市長の違法な行為により徳島市の被った損害として、前市長に求償されるべきである。

## 3 監査対象課

都市建設部都市建設政策課を監査対象課とした。

監査対象課から関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、令和3年5月26日に都市建設部長、都市建設部副部長、都市建設政策課長その他関係職員から事情聴取を行った。

## 4 監査対象課の説明

監査対象課から提出を受けた資料及び事情聴取により以下の内容の説明があった。

### (1) 本事業中止に至るまでの経緯等について

平成24年11月15日	市が新町西地区の都市計画(本事業)を決定
平成26年8月25日	市が本組合の設立を認可
平成26年12月22日	市から本事業にかかる補助金4,366万5,000円支出
平成27年3月30日	市から本事業にかかる補助金1,117万2,000円支出
平成27年10月16日	市が資金計画を変更した事業計画の変更を認可
平成27年10月21日	市は地権者として西船場ビル等の権利変換計画案に同意
平成27年12月3日	市から本事業にかかる負担金2,203万2,000円支出
平成27年12月～1月	同年11月27日の徳島地裁で公金違法差止等請求の住民訴訟の判決を受けて、都市計画の変更手続に入る旨を公告、変更後の縦覧、市民説明会、公聴会を開催
平成28年2月4日	本組合の臨時総会において、権利変換計画案を決議

平成28年2月26日	市から本事業にかかる補助金1億5,643万9,000円支出
平成28年4月6日	本組合が市に権利変換計画の認可申請
平成28年4月18日	前市長就任
平成28年4月26日	前市長と本組合の第1回面談
平成28年5月20日	前市長と本組合の第2回面談
平成28年5月25日	前市長と本組合の第3回面談
平成28年6月2日	前市長と本組合の第4回面談
平成28年6月20日	本組合からの説明会開催要請書受理
平成28年6月23日	市から7月末の組合総会の場で説明したい旨の回答、権利変換計画不認可を決定し通知（組合不受理）
平成28年6月28日	本組合からの説明会開催再要請（市長室）、市から7月末の組合総会の場で説明したい旨の回答（市長室）
平成28年6月29日	本組合からの説明会開催再要請受理
平成28年6月30日	市から権利変換計画不認可通知（組合受理）

① 本組合との面談での発言

前市長は、本組合との面談の際、おおむね次のような発言を行った。

ア 「白紙撤回後の代案について」

前市長：「今ここでお示しできるようなものはありません。」

「持っておりますが…」

「いや、言えません。ここで『こうしますから』というと、その案との比較にどうしても話になってしまいますよね。」

イ 「白紙撤回ができなければ、何もできない、やらない、ノープランなのか？」

前市長：「今、私がこれをやるから白紙撤回をお願いします、そういう交換条件的な案は出せません。」

「次の案について、私が言ったら、それは徳島市の案ということになってしまいます。それが独り歩きして徳島市が次はこうするという話になりますけど、それは誰の支持も得ておりませんし、当然、議会にもかけないかんのですよ、徳島市の意思として出す以上は。」

ウ 「ビジョンを教えてください」

前市長：「言えません。」

エ 「補償について」

前市長：「徳島市に責任があるものについては補償しなければいけないと思っています。ただ、今、私がここで『ただけ補償する』って当然決めることはできませんし、徳島市に責任があるものについてはお支払いしなけれ

ばいけないこともあると思います。」

「責任があるものについては、払わなければいけないというのは認識しております。」

「私がここで何億円払うとかいうことは言えませんが、責任があることについては、徳島市が責任をとらなければいけない立場だと思っております。」

「どこまで補償をしなければいけないかというのはお答えできません。」

## ② 議会への説明

前市長は市議会では本事業についておおむね次の答弁を行った。

### ア 新町西再開発事業の白紙撤回について

(平成28年第3回定例会：6月8日)

「私は一貫して市民合意のない税金は使わない」

「ホールを買わない、補助金も出さない、市はこの事業から撤退する、そういう意味で白紙撤回という言葉を使ってきた」

### イ 代替案を示さない白紙撤回は無責任ではないかについて

(平成28年第3回定例会：6月8日)

「現計画に対して多数の市民が反対の意思を表明した以上、まずはこの計画から市が撤退することが私に課せられた市民との約束であり、市長としてはこれに対して政治的責任を果たす義務がある」

「代替案は現時点ではあくまで私個人の案」

「新たな案を権利者の皆さんを初めさまざまな方々から御意見を聞きながら検討して、議会への説明を行いながら策定すべきもの」

### ウ 市民合意が得られていなかったことが瑕疵であるとのことについて

(平成28年第3回定例会：6月10日)

「市がもっと丁寧に説明すべき必要があったのではないかということを瑕疵という言葉で表現した」

### エ 政策や方針の変更は議会に諮るべきではないかについて

(平成28年第3回定例会：6月10日)

「執行機関としての意思決定は、その長たる市長が行うもの」

「議会には条例や予算などの議決権がありまして、その過程で十分に御説明しなければならぬ」

### オ 事業を進めるに当たっての市民合意のあり方について

(平成28年第3回定例会：6月10日)

「市民合意を得ながら事業を進めていくことは、私の市政運営における基本スタンス」

「今後も市民の皆様の御意見を聞きながら進めてまいりたい」

### カ 市民合意をいかに形成するかについて

(平成28年第3回定例会：6月10日)

「それぞれの意見が異なる場合や多様な判断基準が存在する場合は、さまざまな



観点から議論を尽くし、結論を導き出し、最終的には私が判断するもの」

キ 権利変換計画の不認可理由を積極的につくり出していること自体が違法ではないかについて（平成28年第3回定例会：6月10日）

「市がホールを買い取らない、補助金を出さないということにつきましては、違法ではない」

(2) 本組合との訴訟の経緯について（本事業に係る損害賠償請求訴訟第一審判決まで）

平成28年8月26日	本組合が権利変換不認可処分取消等請求を徳島地裁（以下「地裁」という。）に提訴
平成29年9月20日	地裁が本組合の権利変換不認可処分取消等請求を棄却
平成29年10月2日	本組合が高松高裁（以下「高裁」という。）に控訴
平成30年4月20日	高裁が権利変換不認可処分取消等請求の控訴棄却
平成30年5月4日	本組合が最高裁に上告
平成30年8月30日	本組合が市に対して損害賠償請求を地裁に提訴
平成31年2月	最高裁が権利変換不認可処分取消等請求の上告を不受理（判決確定）
令和2年4月18日	内藤佐和子市長就任
令和2年5月20日	地裁が市に3億5,878万8,264円の支払い等を命じる判決

① 権利変換不認可処分取消等請求訴訟の概要

ア 請求内容

平成28年8月26日、本組合が、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第72条第1項に基づく平成28年6月23日付権利変換計画の不認可処分の取り消しと、同法第72条第1項に基づく平成28年4月6日付認可申請にかかる権利変換計画の認可処分の義務付けを市に求めたもの。

イ 一審判決の概要（一審判決文から）

地裁での一審判決では「権利変換計画の認可について判断権者たる市長には、裁量が認められるところ、本件処分の理由には合理性があり、本件処分についての市長の判断について裁量の逸脱濫用と認めうる事情はなく、その他の原告（本組合）の主張する違法事由はいずれも認められないから、本件処分が違法であるとする原告の主張は認められない。」として、原告の請求を棄却した。

ウ 一審判決後の経緯

一審判決を不服として、本組合が高裁に控訴したが、高裁判決で本組合の請求は棄却されたため、本組合は最高裁に上告したものの、不受理決定となり、一審判決が確定した。

## ② 損害賠償請求訴訟の概要

### ア 請求内容

徳島市長が、本事業を推進してきた従前の方針を変更して、本事業からの撤退を決定するとともに本事業の実現を不可能とさせたことが本組合との信頼関係を不当に破壊するものであるとして、国家賠償法第1条第1項又は民法第709条に基づき、事業費、事務費等の損害合計6億5,448万5,258円並びにこれに対する上記方針の変更及び不認可処分の行われた日である平成28年6月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたもの。

### イ 一審判決の概要（一審判決文から）

地裁での一審判決（以下「前記判決」という。）では「原告（本組合）が有するに至った被告（市）の政策の維持と、これによる本件事業の実現に対する信頼は法的保護に値すものであり、被告による本件政策変更及び本件不認可処分は、かかる信頼に反する違法な行為であるといえるから、被告は原告に対し、民法709条に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。」として、原告に対し、3億5,878万8,264円及び遅延損害金の支払いを市に命じた。

## (3) 控訴から和解までの経緯等

令和2年6月	前記判決について、市、本組合が高裁に控訴
令和3年4月8日	市と本組合の和解が成立
令和3年4月28日	市が本組合に和解金4億1,000万円を支払う

### ① 市の控訴理由（控訴理由書から）

市が本ホールの買取を撤回したことはやむを得ない客観的事情に基づくものであり、不法行為とはならないため、市の賠償責任を認めた原判決は破棄され、本組合の請求は破棄されなければならない。仮に市が賠償責任を追うとしても賠償額は一審判決よりも減額されなければならない。

なお、市は、新町西地区のまちづくりのために本組合と協議を行うことが可能となるよう関係が修復されることを希望している。

そのための方策として、本件紛争について判決によらない解決案（当然のことながら議会の了解が得られる内容のものでなければならない。）が御庁から提示されるのであれば、市はそれによる解決を検討する用意はあることを付言する。

### ② 控訴後の動向

令和2年7月14日、高裁からの「控訴審の手續進行に関する照会書」の中に、和解希望の有無の質問があり、市が和解に応じることを検討するには、市への裁判所からの積極的な和解の勧奨、具体的な和解金の金額とその算出根拠を示した和解案の提示が必要であると回答した。

### ③ 和解

本組合と次のような内容で令和3年4月8日和解した。

市と本組合は、平成28年以降、新町西地区のまちづくりが停滞している状態を解消し、今後のまちづくりに互いに協力し、その実現に努めるため、市は、本組合に対し、市の新町西地区再開発の施策変更に関する対応が適切でなかったことによる損害

賠償金3億5,878万8,264円及びこれに対する遅延損害金相当額5,121万1,736円の合計金4億1,000万円の支払義務があることを認め、和解する。

**(4) 本件請求に対する認否について**

監査対象課の見解は以下のとおりである。

市が本組合に支出した補助金等2億3,330万8,000円の求償については、本組合が存続している現状において、市が交付してきた支出金について、現時点では、前市長に対して求償権があるとはいいがたいと考えるため、否認する。

したがって、「合計6億4,330万8,000円の求償権を有する」は「4億1,000万円の求償権を有する」とすることが正しい。

上記以外の請求の要旨については、認める。

**(5) 本件請求に対する市の主張について**

上記認否を踏まえ、本件請求の一部を却下するとの決定を求める。

本事業に係る損害賠償請求事件において、市に対し違法かつ過失ある行為、つまり不法行為と認定されて賠償責任が認められ、市が和解金4億1,000万円を支払った。

自治体の不法行為が認定されて財政的損失をもたらした以上、その原因となる行為を行った者に対し、自治体に何らかの求償権ないし損害賠償請求権が発生していないかどうかについて検証し、自治体として意思決定をする必要があることから、市においても求償権の可能性について検証した。

**① 市が本組合に支出した和解金4億1,000万円に対する求償**

次の理由により前市長に対して求償等の請求を行うことが相当と考える。

ア 和解金4億1,000万円のうち、本組合が負担した弁護士費用3,200万円及び遅延損害金相当額5,121万1,736円について

前市長が、本事業の政策変更や権利変換計画を不認可処分したことは、裁判において、違法とは認められていないが、その際の対応が適切でなかったことが原因であると判決文に記載されている。裁判所は、具体的な事業の変更案等の提示をすることなく、一方的に事業から撤退し、本事業を頓挫させたと判断していることから、本事業からの撤退時に、具体的な事業の変更案等の提示を行っていれば、損害賠償請求の訴訟とはなっておらず、本組合が弁護士に支払う弁護士費用及び遅延損害金相当額は発生していないことになる。

イ 和解金4億1,000万円のうち損害賠償金3億5,878万8,264円について

最高裁の判例（昭和56年1月27日最高裁判決）から、単に事業を中止するだけでは、損害賠償責任を負うことは容易に予測できるため、前市長としては、地域活性化のための具体的な事業の変更案を提案することによって、市が損害賠償責任を負担することを免れさせることも必要となる。

前市長は代替案があると明言していたことから、当然、上記内容を満たす代替案を示し、本組合と話し合うべきであったが、前市長は単に事業から撤退することしか考えていなかったと評価せざるを得ず、事業からの撤退と同時に検討しておかなければならなかった新町西地区の活性化のための具体的な代替案を示す

ことはなく、その結果、訴訟の提起を招き、本組合が支出した3億5,878万8,264円について損害賠償金を支払うことになった。このような、前市長の対応は違法であり、それによって、市に3億5,878万8,264円の損害を与えたことになる。

## ② 市が負担した弁護士費用4,878万2,291円の求償

本事業からの撤退時に、具体的な事業の変更案等の提示を行っていれば、損害賠償請求の訴訟とはなっておらず、市の応訴費用は発生していないことになるため、市が応訴のために負担した弁護士費用4,878万2,291円についても、上記の理由により前市長に対し求償権等の請求を行うことが相当と考える。

なお、上記には控訴費用も含まれているが、控訴したことによって市に生じた負担については、現市長の控訴の判断の是非が問われることになるが、組合側も控訴しているため、いずれにせよ控訴審の弁護士費用を市が負担することは避けられなかったといえる。

以上①②から、和解金4億1,000万円に応訴費用4,878万2,291円を加えた4億5,878万2,291円について、前市長に対し、求償権又は損害賠償請求権を有すると考える。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

前記4-(1)~(3)について、監査対象課提出の資料と矛盾がないことを確認した。

### 2 判断

以上の事実関係、監査対象課の説明、関係書類等の調査結果に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

#### (1) 関係条文（民法第709条及び国家賠償法第1条）の概要及び求償権について

民法第709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定されている。

また、国家賠償法（以下「国賠法」という。）第1条は、第1項で「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とされ、第2項で「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。

同項から、求償権とは、同条第1項に基づき損害を賠償した公共団体が、公権力の行使に当たる公務員に故意又は重過失がある場合、その公務員に対して、返還または弁済を求めることを内容とする返還請求権と解することができる。

なお、「国賠法1条2項により公務員個人に求償することができるのは、被害者が被った損害に対する賠償額に止まる」とする判例（平成8年6月24日浦和地裁判決）がある。

※ 故意とは、自己の行為が一定の結果を生ずることを認識して或る行為をした場合の心理状態。（出典 榊岩波書店 広辞苑第六版）

※ 過失とは、注意を欠いて結果の発生を予見しないこと。（出典 榊岩波書店 広辞苑第六版）

※ 重大な過失とは、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態。(最高裁昭和32年7月9日第三小法廷判決・民集11巻7号1203頁参照)

## (2) 市が、本組合に支出した和解金4億1,000万円に対する求償

請求人は、「判決は民法709条に基づく不法行為責任を認めたものであるが、判決の認定した事実関係と法的評価を前提とすれば、市が本組合に対して国賠法1条1項の責任を負うこともまた明らかであって、判決は実質的に国賠法1条1項の責任を認めたのと変わらないから、市は前市長に対し国賠法1条2項に基づき求償権を有するものである。」と主張している。

しかし、前記4-(2)-②のとおり、和解金4億1,000万円については、前記判決で市に民法第709条による損害賠償責任は認めているものの、請求人が主張する国賠法の適用については言及されていない以上、請求人が主張している求償権について判決上の根拠は存在しないと解するのが相当である。

一方で、市は、自治体の不法行為責任が認定されて、市に財政的損失をもたらした以上、その原因について検証した結果、請求人の意見を一部認容し、「和解金4億1,000万円と応訴費用4,878万2,291円を加えた4億5,878万2,291円について前市長に対し求償権又は損害賠償請求権を有する」と主張している。

本件請求では、請求人が求償権の根拠を国賠法に依拠している点は異にするものの、請求人と市の主張について、賠償を求めるという目的は同じであり、請求人と市の双方に争点が認められないところである。

このような状況下、監査に当たっては、時間的制約もある中、提出された資料から求償権や損害賠償請求権の適否について明確な見解を示すことは困難であり、市及び請求人の主張のみからの判断となるが、当該検証を行う市の姿勢は評価できるとともに、当該主張に至った経緯に明らかな矛盾は認められないことから、監査委員としては市の主張を否定するものでもない。

よって、和解金4億1,000万円については、法第242条第5項の規定により、市長は、損害賠償請求等を行うか否かを含めた今後の対応方針について、令和3年8月26日までに正式に決定するよう勧告する。

## (3) 市が本事業のために、本組合に支出した補助金等2億3,330万8,000円に対する求償

前記判決では、補助金等2億3,330万8,000円は、本組合の損害と認定されていないことから、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は存在しないと解し、この部分については棄却する。

## 3 意見

本件請求に対する監査の結果は以上のとおりであるが、監査を終えての監査委員の意見を付記する。

今回の事案は、市が多額の和解金を支払ったことで市民の関心も高い事業であったことから、市は前市長の責任について、和解金4億1,000万円のみならず、判決で本組合の

損害と認定されていない補助金等 2 億 3,330 万 8,000 円と応訴費用 4,878 万 2,291 円の前市長に対する損害賠償請求等の有無及び範囲等を精査すべきと考える。

なお、請求人の権利を確保する観点からも、市長は、当該講じた措置につき、法第 24 条第 9 項の規定に基づき、監査委員に通知されたい。